

静岡県議会議員

田口 章 後援会
だより

お気軽にどうぞ
昼 053-447-3820
夜 053-440-7100

平成 24 年 秋号

創ろう！元気な浜松&静岡県

民間の手法で行財政改革を

静岡県議会 9月定例会で 一般質問を行いました(9/26)



静岡県議会 9 月定例会は 9/19(水)に開会、10/11(木)に採決を行い、閉会しました。

最大の話題となった「原発県民投票条例」については、非常に悩ましいテーマでしたが、最終的に原案、修正案ともに否決されました。私の意見は 4 ページに掲載しています。

可決した補正予算は約 150 億円。一条工務店グループからの寄附を活用した「津波対策施設等整備基金」の設置や、6 月の台風 4 号の災害復旧費などが主なものでした。

また、9/26(水)の本会議で一般質問を行いました。みなさまにお約束してきた「行財政改革」を中心に、「県と政令市のあり方」、「産業・雇用政策」、「ユニバーサル社会づくり」、「観光振興(グリーンツーリズム)」などのテーマについて、川勝知事をはじめ執行部と論戦を行いました。

「ゆずりあい駐車場事業の全県展開」は、非常に前向きな答弁を引き出しましたが、行財政改革は道半ばです。内面(2-3 ページ)に主な質問内容と答弁を掲載しましたので、ご覧いただければと思います。

一般質問の内容と主な答弁

1. 行財政改革を推進するための「内部統制」システムの導入について

「内部統制」は聞きなれない言葉ですが、米国エンロン社の粉飾決算事件などを受け、不正防止のために国際会計基準に導入された制度です。日本国内では、平成 20 年度から、上場企業を対象に義務づけられました。総務省では、地方自治体への導入を念頭に、平成 21 年 4 月に研究会報告を出しています。この中から 3 点質問しました。

<p>(1) リスクコントロールの仕組みづくり</p> <p>「内部統制」の大きな目的のひとつは「信頼される組織づくり」。</p> <p>税金を扱う行政には、住民の信頼性が不可欠だが、県職員の不祥事は後を絶たない。県は不祥事が起きるたびに、再発防止策をとっているが、根本対策になっていない。</p> <p>「内部統制」の考え方は、発生しうるリスクを事前に想定し、予防措置を講じるもの。</p> <p>総務省研究会報告で示されたとおり、リスクマネジメントの手法を使って、事前にリスクをコントロールする仕組みを作るべきではないか？</p>	<p>【答弁 土屋 経営管理部長】</p> <p>不祥事の予防には、すべての業務について日常的にリスクを洗い出し、適切に対応することが重要。</p> <p>研修を通じ職員の危機管理意識の一層の向上を図るとともに、各所属が常に業務の点検を行い、リスクの芽を早期に発見し、事務処理方法や執行体制の改善につなげる取り組みを強化する。</p>
<p>(2) 財政についての意識改革</p> <p>「内部統制」の目的のひとつに「費用対効果の最大化」がある。</p> <p>「営利を求める民間企業と行政は違う」という人がいるが、地方自治法 2 条 14 項には次のように書かれている。</p> <p>「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」</p> <p>このように、行政には、法的に「最少の経費で最大の効果をあげる」ことが求められているが、現実には不十分。</p> <p>職員一人一人のコスト意識を高めるために、新公会計制度を活用し、今年度から導入した「施策展開表」を、来年度予算に活用すべきではないか。</p>	<p>【土屋 部長】</p> <p>事業を執行する職員を対象に、事業活動と財務諸表の関係を意識づけることを目的とした研修会を開催し、職員の意識改革に取り組んでいく。</p> <p>来年度当初予算編成では、施策展開表の「事業シート」を活用して、PDCA サイクルによる改善内容を的確に予算に反映するなど、行政評価と予算編成の連動に取り組む。</p>
<p>(3) 資産経営</p> <p>「内部統制」には資産の保全という目的もある。県は今年度から資産経営の取り組みをスタートした(昨年質問で提言し実現)。</p> <p>今後、地震津波防災施設の整備やインフラ施設の老朽更新が不可欠な中、保有資産のダウンサイジングが必要になる。資産経営方針の策定にあたって、何のために「資産経営」の取り組みをやるのかという目的意識を明確にすべきではないか。</p>	<p>【土屋 部長】</p> <p>ファシリティマネジメント(資産経営)の推進は重要。現在、県有施設情報の一元化やスペースの効率的利用、老朽化への対応などを検討している。議論を踏まえ、さまざまな観点からの試算や比較を取り入れながら保有資産の最適化に努めていく。</p>

2. 地方公営企業会計基準の見直しへの対応

<p>昨年の法改正などにより、地方公営企業会計基準は、昭和 41 年以來の大幅な制度改定が行われ、民間会計手法が大幅に導入される。平成 26 年度予算から新制度が義務化されるが、新制度への対応状況と、財政健全化法の「資金不足比率」の適合性の見込みはどうか。</p>	<p>【前田 企業局長】</p> <p>企業局では、研修会に参加し、課題のせ色や対応策の検討を進めており、平成 23 年度決算をベースに基準見直しによる試算と検証を行っている。</p> <p>平成 23 年度決算に新基準を適用した場合、流動負債が増えるが、資金不足は生じない。今後も健全経営に努めていく。</p>
--	---

3. しずおか型特別自治市の実現に向けた取り組み

<p>地方自治のあり方を巡っては、中長期的には「道州制」議論もあるが、まだ時間はかかりそう。現実的には、先の国会でいわゆる「大阪都構想」を実現する法律ができたものの「特別自治市」の検討は置き去りにされている。</p> <p>県内では平成 22 年から、「しずおか型特別自治市」に向けた取り組みを進めているが、政令市の熱意に対し県の受け止めが冷たく感じる。今後の取り組みをうかがう。</p>	<p>【川勝 知事】</p> <p>基本的な流れは基礎自治体の強化と考える。</p> <p>本年 1 月、県と両市が、「三者による協議の体制を整え、協働して新たな仕組みづくりに取り組む」と確認したことを踏まえ、事務レベル協議を進めている。協議の調った事務は速やかに移譲手続きを進めていく。</p> <p>“ふじのくに”を地域主権改革のモデルと捉え、両市長と共同歩調をとり、この秋の G3 サミットでは、全国にその成果を発信できるよう取り組んでいく。</p>
--	---

4. 地域企業支援と雇用のミスマッチ解消

(1) 海外展開支援

静岡県内に主な拠点を持つ企業のアジアへの進出状況は 23 年 4 月時点で、中国 243 社、タイ 105 社、インドネシア 68 社、ベトナム 40 社などとなっている。

今後の予定も旺盛だが、その中で中小企業は厳しい選択を迫られている。

マザー工場を残しつつ、海外進出する意欲ある企業への支援を拡充すべきだが、「現地サポートデスクの設置」や「海外見本市への出展支援」など今後の進め方をうかがう。



【再質問】

シンガポールからアセアン全体を見るようなイメージだが、東京で浜松の中小企業支援をするようなもの。タイ、インドネシア、ベトナムで働く多くの静岡県民のサポートを現地で行うべき。知事の言う「現場主義」が足りない。もっと現場の声を聞いて欲しい。

【川勝 知事】

東南アジア等で行われる海外見本市への共同出展について、企業の要望等を踏まえ検討していく。またシンガポールで「静岡県対外関係推進員」を 2 人委嘱し、現地での企業支援を進めている。

今後、現地で活動している企業や駐在経験者等のネットワークを強化する。東南アジア駐在員事務所（シンガポール）の充実や現地でのビジネスサポート体制を構築していく。

【吉林 経済産業部長】

シンガポール事務所の業務は多岐にわたっており、企業の相談案件に、十分に対応しきれていない。来年度は企業等の意見を聞きながら、対象国、人員配置、業務配置、利用方法など具体的な制度を検討していく。

(2) グローバル人材の育成

企業からはグローバル人材が必要とされているが、若い求職者は地元志向が強く、ミスマッチが起きている。小中高のステージにあわせて、グローバル人材の育成事業を進めてはどうか。

【安倍 教育長】

小中学校で行う外国語授業のほか、市町でホームステイを実施したり、外国の子どもや教師を招くなどしている。

高校では今年度、海外留学経費の一部助成を実施すると共に「高校生留学等推進協議会」を立ち上げ、留学機運を醸成している。

今後も一層、国際理解教育を推進しグローバル人材の育成に努める

(3) 産学官連携による就職支援

中小企業とのマッチング事業は県の大切な仕事。キラリと光る技術を学生に伝えるために商談目的のイベントを活用できないか。

【吉林 経済産業部長】

7 月のビジネスマッチングフェアには 152 人の高校生、87 人の大学生が参加し、企業研究を行った。来年 1 月の浜松の展示商談会でも同様の事業を計画するなど、産業界のイベントと就職支援策の連携を進めていく。

5. ゆずりあい駐車場の全県展開

スーパーなどに設けられている「身体障がい者駐車場」には統一的なルールがないため、健常者が置いてしまうケースがある。

利用すべき人に「利用証」を発行する「パーキングパーミット制度」の導入が広がっており、県内でも藤枝市と焼津市で試行されているが、全県に展開してはどうか。

【池谷 健康福祉部長】

平成 23 年 1 月から試行している「静岡県ゆずりあい駐車場事業」は 99 施設、1100 余人に利用いただいている。利用者、協力施設双方から肯定的な意見をいただいております。今後、全県に広げていく。

事業拡大には、県民の皆様には「身体障がい者駐車場」の役割を改めてご理解いただくことが重要。市町や民間との連携と、意識啓発を強力に進め、早期の全県展開に取り組んでいく。

6. 農家民宿の活用による中山間地域活性化

過疎化、少子高齢化が進む中山間地域の振興は、県土の均衡ある発展のために忘れてはいけない施策。

中山間地域にはさまざまな魅力があるが、宿泊施設が少ないため滞在型の活動が制約される。受け皿として「農家民宿」を活用してはどうか。

【下山 文化・観光部長】

現在、浜松市天竜区の 3 軒に続き、富士市、森町、島田市川根地区や川根本町でも開設準備が進んでいる。周辺施設との連携を強化し、農山村ならではの体験プログラムを充実するとともに、モニターツアーやホームページなどで積極的に魅力を発信していく。

浜岡原発の再稼働の是非を問う県民投票条例案は**否決**

同条例案は10/11の本会議最終日に採決が行われ、原案は全会一致で「否決」、修正案も賛成17人、反対48人で「否決」されました。

こうした議会の対応に対し否定的なご意見もありますが、議会は決して16万人余の署名を軽視しているわけではありません。真剣な議論を行った上での結論ですので、ご理解いただきたいと思えます。

私たち「民主党・ふじのくに県議団」は、識者を招いての勉強会や総会（意見交換会）を重ね、署名の重みや知事の意見を踏まえ修正案についても検討してきました。しかし、会派として対応を統一することができず、最終的に自主投票としました。私は多くの論点を検討し、悩みぬいた末、下記の理由などから反対しました。

なお本会議後にマスコミから指摘されましたが、「県民投票反対＝原発再稼働OK」ではありません。私自身「国の要請による停止」という現状や、東海地震の新たな知見から、再稼働のハードルは相当高いと思っていますので、その点は誤解のないようにお願いしたいと思います。

今回の県民投票条例案には「県民の安全、安心確保」と「今後のエネルギー政策」という2つの大きな論点があったと思います。

“住民自治”という言葉があります。これは“地方自治”はその地域住民の意思によって行われるべき」という概念で、私もこれをできるだけ尊重すべきと考えています。

自分たちの安全を守るために、浜岡原発の再稼働にあたって意思を伝えたいという県民の気持ち（“反対”がほとんどでしょうが・・・）は十分理解できます。

一方、政治は国・県（都道府）・市（町村）の三層構造になっており、それぞれが果たすべき役割を補完しあって、成り立っています。

外交、防衛や為替、通商などは、国が責任を持ってやるべき政策です。論点のひとつ「エネルギー政策」も、外交・防衛などと同じく、一地方の“部分最適”でなく、日本として国全体の“全体最適”を考えるべき政策のひとつと考えます。その意味で今回の県民投票は、地方の自治権の範囲を超えるのではないかと感じています。

なお私は、住民投票を否定しているわけではありません。たとえば「市町村合併」などは地方自治体の範囲を決めるので、まさに当該住民による投票によって決めるにふさわしいテーマだと思えます。

「直接民主主義」は「間接（代表制）民主主義」を補完するものとして、とても大切です。しかし今回のテーマは論点が複雑で、住民投票を実施する場合には、県民の情報共有化が不可欠かつ大前提だと考えます。

たとえば「浜岡原発の安全性に係る科学的知見」や「エネルギー安全保障」、「地球温暖化への影響」、「産業や生活への影響」、国としての「エネルギー政策の将来像」など、判断にあたって必要な情報公開が担保されない中で○×を判断するのは難しいと考えます。少なくとも8月に行われた「国民的世論調査（DP）」のような情報公開と議論が必要です。

今回のテーマは単に再稼働の是非を問うだけでなく、私たちに多くのことを考えさせてくれました。議会は「県民投票」という選択肢は取りませんでした。では、今後どうするか…。

まず、浜岡原発については、停止していても絶対的な安全が確保されているわけではありません。再稼働の是非だけでなく、地震津波対策や使用済み核燃料の処理、オフサイトセンターのあり方など、さまざまな観点から、議会としても、引き続き安全性をチェックしていく必要があります。

また原子力に代わるクリーンエネルギーの開発を急ぐ必要があります。もちろん主体は国ですが、地方自治体でも、太陽光や小水力発電など「エネルギーの地産地消」を進めることはできます。

そして、議会は“参加型”民主主義をめざすべきと考えます。

まず「広聴広報活動」の強化です。議会が皆様の近くにかがいがい、県民の皆様が県政に参加していただくこと。そうした中で、浜岡原発のあり方をはじめ、さまざまな県政課題について、県民の皆様と議論することが大切だと考えます。

私が下した判断に対し、すべての方からご理解いただくことはできないとは思いますが、今回の議論をムタにせず、開かれた静岡県議会をめざし、議会改革に取り組んでいきます。

【あとがき】県民投票条例は非常に難しい判断で、苦渋の選択でした。まさに政治に“正解”はなく、議員の仕事は“最適解”を見つけることだと痛感しています。この件については、読者の皆様にもさまざまなご意見があることと思えますが、引き続きご指導をお願いします。